

《被扶養者を申請するときに必要な書類》

●は必須、☆は該当する方のみ添付いただく書類です

入手先		勤務先により異なります。勤務先の人事部門にお問い合わせください。		市区町村役所(場)				以前の勤務先	ハローワーク	管轄の役所	勤務先	税務署	年金機構	金融機関	学校		勤務先により異なります。勤務先の人事部門にお問い合わせください。		
提出書類		※被扶養者届	※扶養状況届 及び 生活状況調査票	※住民票等	※申請者の最新の所得証明書 又は 非課税証明書 (19歳以上)	配偶者が扶養されてない時		離職関連			収入調査関連			※送金証明書 (学生以外) (別居の場合)	※学生証明書	新規加入先の資格情報(写)	資格確認書 (交付を受けた方のみ)	家族埋葬料支給請求書	
						被保険者の最新の所得証明書	配偶者の最新の所得証明書	A	B	C	D	E	年金受給者						
申請対象者	事由							※退職証明書	※雇用保険受給資格者証	※廃業届	給与所得者 ※雇用内容証明書	給与外所得者 ※所得税の確定申告書 (収支内訳書含む)	※直近の年金通知書 (ハガキ等)						
増	配偶者 (内縁を含む)	結婚	●	●	●	●		●A～Cのうちいずれか 所得証明書に収入が記載されているが現在0の方			● 給与所得のみD、給与外所得のみE、 給与+給与外所得DE		●						
		離職(廃業)	●	●	●	●			●離職の場合はA、廃業の場合はC					●					
		失業給付受給終了または受給日額基準以下	●	●	●	●			●B					●					
		在職中(収入減)	●	●	●	●						● 給与所得のみD、給与外所得のみE、 給与+給与外所得DE		●					
	子	出生	●		●		☆	☆											
		養子縁組	●	● 除く高校生以下	●	●	☆	☆	●A～Cのうちいずれか 所得証明書に収入が記載されているが現在0の方			● 給与所得のみD、給与外所得のみE、 給与+給与外所得DE		●	●	●	● 除く高校生以下		
		結婚(連れ子)	●	●	●	●	☆	☆	●A～Cのうちいずれか 所得証明書に収入が記載されているが現在0の方			● 給与所得のみD、給与外所得のみE、 給与+給与外所得DE		●					
		離職	●	● 除く高校生以下	●	●	☆	☆	●A					●	●	●	● 除く高校生以下		
		失業給付受給終了または受給日額基準以下	●	● 除く高校生以下	●	●	☆	☆	●B					●	●	●			
		在職中(収入減)	●	● 除く高校生以下	●	●	☆	☆				● 給与所得のみD、給与外所得のみE、 給与+給与外所得DE		●	●	●			
	配偶者・子 以外の家族	同居	離職(廃業)	●	●	●	●		●離職の場合はA、廃業の場合はC					●					
			失業給付受給終了または受給日額基準以下	●	●	●	●		●B					●					
在職中(収入減)			●	●	●	●					● 給与所得のみD、給与外所得のみE、 給与+給与外所得DE		●						
別居		離職(廃業)	●	●	●	●		●離職の場合はA、廃業の場合はC					●	●					
		失業給付受給終了または受給日額基準以下	●	●	●	●		●B					●	●					
		在職中(収入減)	●	●	●	●					● 給与所得のみD、給与外所得のみE、 給与+給与外所得DE		●	●	●				
減	就職(アルバイト・パート等も含む)	●														●	●		
	生計維持者の変更	●														(●) 削除手続先行となる場合は除く	●		
	認定基準以上の収入を得た	●														(●) (国保加入者は除く)	●		
	離婚	●														(●) (国保加入者は除く)	●		
	死亡	●															●	●	
	雇用保険失業給付を受給(基準日額以上)する	●						●B 受給開始日が判明するもの									●		

一般的な添付書類は上記のとおりですが、個別案件としてケースによっては別の書類を提出いただく場合があります。
 ※印の付されている各種書類については【健康保険被扶養者届「添付書類」の説明】に詳細を記載しています。
 ☆印は、配偶者が「有」であるが被扶養者となっていない方(共働き世帯)については、双方の最新の所得証明が必要となります。